

情報連携の対象となる独自利用事務の事例として追加するもの**1 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の十及び十一の項）に準ずる独自利用事務**

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね児童福祉法第四条第二項に定める「障害児」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、障害児等の健やかな育成である場合（独自利用事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：障害児通所給付費等の支給に関する事務又はこれに類する事務

※この事例は、上記(1)及び(2)の条件を満たすものである。以下各項において同じ。

2 児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の十及び十一の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね児童福祉法第四条第二項に定める「障害児」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、障害児等の健やかな育成である場合（独自利用事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

地方公共団体からサービスを給付するものである場合（地方公共団体が直接的にサービスを給付する場合とし、委託を受けたものがサービスを給付する場合を除く。）

事例：障害福祉サービスの提供に関する事務又はこれに類する事務

(案)

3 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の十八の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね予防接種法第二条で定める「予防接種」を行った者又は行おうとする者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、対象者の健康の保持である場合（独自利用事務の根拠規範において「健康の保持（増進）」、「疾病発生（まん延）の予防」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：予防接種に係る実費の徴収に関する事務又はこれに類する事務（法定事務に係るものを除く。）

4 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の五十四の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね住宅地区改良法に準じるものとして地方公共団体が行う事業の執行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められる者に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、おおむね住宅地区改良法に準じるものとして地方公共団体が行う事業の執行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められる者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合（独自利用事務の根拠規範において「地方公共団体が行う事業の執行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められる者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸」、「生活の安定」、「福祉の増進」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務である場合

(案)

事例：地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

5 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の六十三の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね母子及び父子並びに寡婦福祉法第一条に定める「母子家庭等及び寡婦」であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進である場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「生活の安定」、「経済的自立」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭を貸与するものである場合

事例：母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務又はこれに類する事務

6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の九十七の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条に定める「感染症」の患者に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、公衆衛生の向上及び増進である場合（独自利用事務の根拠規範において「公衆衛生の向上（増進）」、「感染の予防（防止）」、「健康の保持（増進）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務又はこれらに類する事務

7 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で

(案)

定めるもの（番号法別表第二の百六の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね独立行政法人日本学生支援機構法第三条に定める「学生等」又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条に定める「高等学校等の生徒等」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、対象者の教育の機会均等である場合（独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」、「修学の促進」、「人材の育成（確保）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭を貸与するものである場合

事例：学資の貸与に関する事務（高校・大学等）又はこれに類する事務